

2 現代都市とアート



工藤 安代
KUDO Yasuyo

アート&ソサイエティ研究センター/代表理事
アートプレイス株式会社/代表取締役アートディレクター

近年、日本でもまちでアートを目にする機会が増えてきた。まちにおけるアートの先行事例である海外の施策やアートに対する姿勢を知り、どのようにしてまちにアートが普及したのか、これからの日本におけるまちとアートの関係について解説する。

今世紀に入り、街とアートのあり方は益々多様化している。バブル経済期前後では街とアートと言えば行政や民間が設置する「パブリックアート」が大半だったが、2000年以降はイベント的な仕掛けを主とした「アート・プロジェクト」が全国の地方都市を中心に増加していった。都市の活性化やコミュニティ形成を目的としたまちづくりの新たな手法として取り入れるブームが起こった。アーティストが地域に滞在することで街を若返らせようとする「アーティスト・イン・レジデンス」事業も頻繁に行われ、アートは地域社会再生の新しい切り札として着目されていった。その後の傾向は「ビエンナーレ」「トリエンナーレ」形式の大型芸術祭の開催などに推移し、国内外からの訪問者による経済効果をねらい、アートと観光などの視点からも力が入れられていく。近年の特徴は、市民巻き込み型のアートワークショップや都市開発工事での仮囲いを使ったミューラル（壁画）プロジェクト、ナイトタイム・エコノミーを触発するライトアート・イベント、プロジェクトマッピングやメディアウォールを使ったデジタルアートなど多彩な表現が生まれている。

このようにまちのアートが多様化してきているといえ、世界の大都市ではこうした傾向はもう少し早く訪れている。街の文化サービスを積極的に“見える化”し、市

民への文化環境の提供や観光客を引きつけるしかけとしてアートはまちに欠かせないものとなっている。国や都市によってアートの取り組みとその目的は異なっているわけだが、なかでも文化的先進都市であるニューヨークは、プログラムの多様性で群を抜いているだろう。行政のタテ割り構造を越えて、街の文化活動を包括的に捉え、民間の力を活用しつつ、アートが常に街なかで楽しめる環境づくりを工夫している。

ニューヨーク (NY) の街とアート

誌面も限られているので、ここではNYの街における2つのアート・プログラムを紹介する。



写真1 イヴァン・アルゴテ作《ダイナソー》(2024) ハイライン, NYC



写真2 タチアナ・トゥルーヴェ作《Desire Lines》(2015/3-8) ドリス・C・フリードマン・プラザ, NYC

1) NYの新たな観光スポットとして注目を浴びるようになった「ハイライン」。最南端にはホイットニー美術館やチェルシー地区の現代アートギャラリー街があり、最北端にはトーマス・ヘザーウィックの設計による「ベッセル」がマンハッタンの新名所となり、トレンドなショッピングスポットである「ハドソン・ヤード」に続いている。実はこのハイラインでもアートプログラムが開発当初から取り組まれていた。2009年「ハイライン・アート」が開始され、専門キュレーターが配され作品選定し、新作のアート作品が委託制作され、定期的(1年間ほど)に展示替えし来場者の目を楽しませている。

2) NY市は1982年「アートのための1%」を条例化し、市内5区における公立教育施設、市の公共建築、広場などの公共空間にアート作品を展示する歴史を持つ。市内の公園に1年未満(通常、3~6ヶ月)、多様な表現手法のアート作品を展示する「アート・イン・ザ・パークス」プログラムがある。市の公園&レクリエーション課が主催するもので、1967年に開始されて以来、国際的に著名なアーティストや新人アーティストを招聘し、1,000点を超える多様なアート作品を実現してきた。



写真3 ギムホンソク作《Bearlike Construction》(2014/5-2015/3) トライベッカ公園, NYC

プログラムの対象となる公園は、基本的にNY市内の公園ならどこでもよい。市の指針によると、公園を美的にしたり、活気づけたり、高めたりするだけでなく、社会的なインタラクションをもたらすアーティストックなプロジェクトが推進されている。その特色は、行政や公園の管理部門だけでなく、地元NPOなどの芸術団体やコマース・ギャラリー、民間団体などアーティストとの協働で実現していく点だ。作品出展のための資金も自前で調達する。基金、財団の支援や企業や個人からの寄付により実現しているのだ。

アーティストにとって、展示費用(設置・保険・現状復帰費など)を集めるのは大きな負担となるが、公の場で自身の大型作品を発表できる魅力は大きいし、広報効果も計り知れない。実験的でユニークな表現のアートが、市内に点在する大小規模の公園に出現し、世界でも一番といえるほど刺激が多いこの街に人びとを引きつけるために、行政の公的支援だけでなく民間の力を多く活用し、公民の協業という形を巧みに実現させているのだ。

街で暮らす価値観の変化 —— 街にアートが必要な理由

NYの街がこれほどアートに力を入れているのは、アートを街の成長と発展のための“促進剤”として捉えているからだ。日本ではアートを教養やお稽古

事として、自分たちとは関係のない特別な人のも
 として捉える傾向がある。一方、欧米では伝統的に
 良い大学には良い図書館と美術館があり、エグゼク
 ティブな地位を争うビジネスの世界でも創造的な直
 観力を養うために、美術鑑賞が役立つという認識が
 広まっている。アートと対峙することで、気がつか
 ない自身の思い込みを解き放ち、思考を柔らかくす
 ることができるとされるからだ。

近年の社会構造の急激な変化によって、魅力的
 で競争力の高い都市を目指していくためには、「創
 造性」と「イノベーション」が重要なキーとなる
 と言われて久しい。クリエイティブな働き手や観光客
 を引きつける場所として、さらに高齢者や子ども、
 学生などマルチ世代にもアピールする街として、こ
 れからは経済性や効率面からだけでなく、より質の
 高い生活と心の豊かさを重視するまちづくりが重要
 となる。都市のパブリックスペースのあり方は、開
 発主が経済効率だけでなく、「地域社会を大切にし
 ている姿＝社会的志向を重視する姿勢」を表す絶
 好の場となり、人びとにとっての居場所や、ギャザ
 リングスペースを提供する姿勢が市民からの評価
 につながる。NYはパブリックスペースの質を上げ
 るための多様な手段の1つとして、アートを都市に
 おける文化的資産・動的な仕掛けとして捉えている
 のだ。



写真4 東京芸術大学先端芸術表現科《取手リ・サイクリングアート
 パレット》(1999)茨城県取手市

プログラムを支える文化制度

ここまで街におけるアートの先事例を見てきた
 が、やはりアートにはお金もかかる。そのための資
 金調達の手法として「パーセント・フォー・ア
 ート(アートのためのパーセント)」^{※1}制度が各国では
 取り入れられている。米国は国・地方自治体レベル
 の法令化が進み、文化政策の制度として定着してき
 た。現在この制度は欧米諸国にとどまらず、アジア
 諸国でも国家や自治体レベルで同様な取り組みが
 進展している。しかし、日本においてはいくつかの
 地方自治体が同様な取り組みを行ったが、首長が変
 わると消滅してしまい定着しなかった経緯がある。

日本のパーセント・フォー・アート

なぜ日本において、パーセント・フォー・ア
 ート制度が定着しなかったのか? その要因は1つでは
 ない。全国の街なかで現代アートが展開され始めた
 のは1960年代頃まで遡る^{※2}。ちょうど同時期に「パ
 ブリックアート」という外来語が取り入れられ、地方
 自治体に分かりやすい文化事業として活発に実施さ
 れていった。都市開発事業の目新しい取り組みとし
 て、スケールの大きい抽象彫刻が好まれ、開発計画
 にアートは新しさを可視化するものであった。そう
 した意味で日本のパブリックアートは、芸術支援振
 興策としての側面よりもむしろ都市整備事業の色
 合いが濃く、事業ごとの単年度計画枠で実践され
 ていた。

興味深いのは、こうした流れは1960年代に米国
 でも同様に起こっており、巨大抽象彫刻が都市の再生
 シンボルなどの役割を担いつつ全米に広がってい
 った。しかし、バブル経済崩壊後にパブリックアート
 事業の流れが消えていった日本と異なり、米国では
 都市や地域社会におけるアートの公益性について継
 続的な検証が重ねられ、制度を改正し洗練度を増し
 ている。

制度をめぐる日本の今後

最近では群馬県がパーセント・フォー・ア
 ート制度を2023年度から取り入れた。県予算の一
 定割合をアート振興に充てることを明文化した条
 例だ。この制度について、昨今、国の政策に取り
 入れることを目的に独自に勉強会や調査を重ねて
 いる団体もいくつか現れている。



写真5 鷲尾友公 作《つむぐ》(2021/12-2022/2)愛知県豊田市駅西口市街地再開発ビル「T-FACE」

これからの社会に必要な文化的施策で
 あるために、パーセント・フォー・ア
 ート制度はプログラムの見直しが必要となるだ
 ろう。「アート・プロジェクト」のようにイ
 ベント的なものはその開催期間が終われば
 活動が見えにくいという弱点がある。現在
 では、プロジェクトで完成したいくつかの
 アート作品を恒久的な展示にしたり、街な
 かに大壁画を制作する「ミューラル・プ
 ロジェクト」なども積極的に取り入れ始
 めている。

今後のパーセント・フォー・ア
 ート制度を考えると、多様なアート・プ
 ログラムの利点を生かしていくことが重
 要であろう。また、プログラムの実行
 性を高めるためにも、公共だけではなく
 民間との協業が欠かせない。民間から
 の寄付を促すための税制優遇制度など
 がアートを取り入れる強いインセン
 ティブとなるだろう。複雑化する社会
 において、国や自治体を実施する施
 策では街とアートの良い関係を築く
 ことは難しい。様々なセクターがア
 ートに参入しやすくし、街の中に様
 々なアート・プログラムが複雑に織
 り込まれていくことで、豊かな都市
 の文化環境が実現できるのではない
 だろうか。

※1:公共建築を建設する際に、総予算の一部をアート作品の設置・購入に振り当てることを義務付けた法令もしくは条例であり、実施主体によって異なるが概ね0.5~2%を



写真6 高橋匡太 作《たてもののおしほい「塔(クイーン)と歌う」》(2015)
 「スマートイルミネーション横浜」、象の鼻パーク

アート作品のために割り当てる。「公共空間のための芸術作品」という着想は、スウェーデン及び米国において1930年代から公共政策として開始され、その後、フランスにおいて1950年代から公共建築を建設する際に、総予算の一部を美術作品の設置・購入に振り当てることを義務付けた「1%装飾」政策が法令化された。米国ではこの制度の前例となったのが、大恐慌の中で生活できない芸術家への支援策である「ニューディール芸術政策」であった。

※2:最も知られた事例は、神戸での「野外彫刻設置事業」で、都市美化の向上を求める景観改善的な目的から取り入れられていった。この「野外彫刻」は、当時、箱物文化策を推進する自治体にとって分かりやすい文化施策として全国的に反響を呼び、「彫刻のあるまちづくり」事業という名称の下で地方都市に踏襲されていく。

<参考資料>

- 1) ハイライン・アート <https://www.art.thehighline.org/art/>
- 2) NY市公園&レクリエーション課 <http://www.nycgovparks.org/art>
- 3) 群馬パーセントフォーアートとは <https://www.pref.gunma.jp/page/623554.html>

<写真提供>

- 写真1 Iván Argote, MAD White
 写真2、3、6 筆者
 写真4 取手アートプロジェクト
 写真5 108 ART PROJECT